

# 仕 様 書

業務委託名称 : 令和7～令和11年度大宮第二公園及び第三公園清掃業務委託

---

業務委託場所 : 大宮第二公園及び第三公園／さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町 地内

---

履行期間 : 令和 7年 4月 1日 から 令和 12年 3月 31日 まで (5年間)

---


業務委託名称 令和7～令和11年度大宮第二公園及び第三公園清掃業務委託						
設計金額 ￥ 円 (委託業務価格 ￥ 円)						
備考：						
名称	摘要	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
令和7・8・10・11年度						
業務価格		4	年間			
令和9年度						
業務価格		1	年間			
5年間合計委託業務価格		1	式			
5年間合計委託業務価格(改め)		1	式			
消費税等相当額		1	式			
合計						





## 委託業務共通仕様書

### (適用範囲)

- 第1条 この共通仕様書は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が発注する委託業務に適用する。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

### (法令の厳守)

- 第2条 受託者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令を厳守しなければならない。

### (業務の実施)

- 第3条 受託者は、業務の実施にあたっては、契約約款等で定める資格及び技能で適した者（以下「使用人」という。）を配置するものとする。
- 2 受託者は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務を持って業務を行うものとする。

### (業務の実施責任)

- 第4条 受託者の行った業務の実施に瑕疵があり、または善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受託者は、委託者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受託者の責めに基づかないときは、この限りでない。

### (業務責任者の指定)

- 第5条 受託者は、業務の実施にあたり、契約約款で定める業務責任者を選任し、次の任にあたらせるものとする。
- (1) 業務の実施に関する委託者との連絡及び調整
  - (2) 仕様書に基づく細部事項の打合せ
  - (3) 使用人の管理及び指揮監督
- 2 業務の実施に際し、委託者及び委託者の指定した監督員は、仕様書に基づく注文等を受託者の選任した業務責任者に対して行うものとし、使用人に対し直接これを行ってはならない。

### (規律の維持)

- 第6条 受託者は、使用人の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

### (異常又は事故報告)

- 第7条 受託者は、建物本体又は付帯設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに委託者に報告するものとする。
- 2 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに委託者に書面により報告するものとする。

(その他)

第8条 業務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
- (2) 電気、水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
- (3) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
- (4) 衛生に留意するものとする。

## 大宮第二公園及び第三公園清掃業務委託特記仕様書

(適用範囲)

### 第1条

この特記仕様書は、令和7～11年度大宮第二公園及び第三公園清掃業務委託に関し適用するものとし、特に定めのない事項については、委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によらなければならない。

(実施体制)

### 第2条

園地・園路及び建物等の清掃（床ワックス塗磨き等定期清掃を除く）については、1年間で498人（令和9年度は500人）・日程度の作業量とする。

ただし、新たに機械等を導入することにより省力化が見込める場合は、監督員と協議の上、上記作業量を減らすことができる。

2 1人・日の作業量とは、人員1人で8時間の作業量とする。

3 受託者は、業務を確実に実施させるため、清掃に適した者（以下「業務員」という。）を適正に配置するものとする。

4 受託者は、業務の確実な実施を期するため、定期的に業務員に対する教育及び実地指導を行うものとする。

(業務の実施)

### 第3条

次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行うこと。また、清掃業務の区分及び内容については、別紙清掃作業基準表によるものとする。

- (1) 園地・駐車場・広場等清掃
- (2) トイレ清掃
- (3) 公園ギャラリー棟清掃
- (4) 管理棟清掃
- (5) ごみ処理
- (6) その他、監督員が指示する事項

(清掃作業実施予定表及び実施報告書の提出)

### 第4条

受託者は、その月の業務開始5日前までに、様式第1号により実施予定表を監督員に提出し承認を受けること。また、その月の業務終了後速やかに様式第2号により報告書を監督員に提出すること。

(業務実施記録)

### 第5条

受託者は、その日の業務実施状況を記録し、様式第3号、第4号により、その日の業務終了後速やかに監督員に提出すること。

(業務責任者の常駐)

### 第6条

業務責任者は、業務の実施中、受託施設等に常駐しなければならない。

(事故・緊急時の措置)

### 第7条

業務員は、業務実施中に施設に係る異常を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、監督員又は委託者へ通報しなければならない。

2 受託者は、建物や器物に損傷を与え又は異常を認めた場合は、直ちに監督員又は委託者

へ報告するものとする。

(仕様書等に不適合な場合の措置)

#### 第8条

委託者は業務が仕様書等に照らし不適合と認めた場合は、その手直しを受託者に命じることができる。この場合の費用負担は、受託者の負担とする。

(負担区分)

#### 第9条

業務に必要な資材等の負担区分等は次のとおりとする。

##### (1) 委託者の負担

電気、ガス、水道料金、清掃に係る消耗品（トイレットペーパー、水石けん、ビニール袋）

##### (2) 受託者の負担

ア 清掃に使用するすべての材料、消耗品（委託者の負担以外）及び機械器具

イ 園内又は館内通話を除く受託者が使用する電話料金

##### (3) 消耗品の保管及び使用状況報告

受託者は、委託者が支給した消耗品を所定の場所に保管し、在庫管理を行うとともに使用状況について、様式第5号により毎月監督員に報告すること。

(服務規律)

#### 第10条

受託者は、業務員に受託者が指定する制服、名札を着用させるとともに清潔を保たせること。

2 業務員は、清掃対象が公共施設であることを十分認識し、礼儀正しく品行を慎み来園者に対して親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があってはならない。

3 業務員は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。



## 大宮第二公園及び第三公園清掃作業基準表

### 【大宮第二公園】

清 掃 場 所	作 業 内 容	摘 要
園路、駐車場 広場、遊水池 植込、運動施設他	<b>【日常清掃】</b> ○園内の掃き掃除及び缶、びん等のごみ収集。 ○遊水池は、水面に浮遊しているごみ等も回収。 ○排水溝の土砂さらい。 ○簡単な除草。 ○ベンチ等の休憩施設の掃き掃除。	(96,300㎡) 365日/年  一日あたり、全面積の 1/2を回り、必要な作 業を実施。
屋外トイレ	<b>【日常清掃】</b> ○床面の除塵、水又は洗剤拭き。 ○便器、洗面台を洗剤又は薬剤で清掃。 ○膳板等棚の拭き上げ。 ○鏡の拭き上げ。 ○蜘蛛の巣等の除去及び害虫の殺虫。 ○トイレットペーパーの補充。	(4ヶ所、35穴) 365日/年 毎日
公園ギャラリー棟	<b>【日常清掃】</b> ○床は、床掃き・モップふき、また、机等の雑巾がけ・ 灰皿・屑かごの処理・金属磨き・ちり払い。 ○出入口ドアガラスの拭き上げ ○トイレ・洗面所は、屋外トイレと同様に清掃。 ○梅まつり期間中(24日間程度)は午前1回、午後1 回以上トイレを洗剤で清掃。 ○水石けん・トイレットペーパー等の補充。  <b>【定期清掃】</b> ○ワックス塗磨きは、床を床用洗剤で洗い、床に付 着している汚れを十分に除去したうえワックスを塗布 し磨きだし。 ○ガラス清掃は薬剤等を使用し磨き、ブラインドも薬 液類を使用し清掃する。	1階 209㎡ トイレ7穴 357日/年 2階 134㎡ トイレ4穴 178日/年  ワックス 1階 209㎡ 年4回 2階 134㎡ 年3回 ガラス 1.2階 267㎡ 年1回 その他 フィルター清掃 随時
大宮第二公園 管理棟	<b>【日常清掃】</b> ○床は、床掃き・モップふき、また、机等の雑巾がけ・ 灰皿・屑かごの処理・金属磨き・ちり払い。 ○更衣室は、床掃き・モップふきをしシャワー室は、 排水溝も清掃。 ○出入口ドアガラスの拭き上げ ○貸ロッカー内部の雑巾がけ ○トイレ・洗面所は、屋外トイレと同様に清掃。 ○水石けん・トイレットペーパー等の補充。	1階 178㎡ トイレ15 穴 357日/年 シャワー室 24㎡ 357日/年

## 大宮第二公園及び第三公園清掃作業基準表

### 【大宮第三公園】

清 掃 場 所	作 業 内 容	摘 要
園路、駐車場 広場、植込他	<b>【日常清掃】</b> ・園内の掃き掃除及び缶、びん等のごみ収集。 ・排水溝の土砂さらい ・簡単な除草 ・ベンチ等の休憩施設の掃き掃除 ・収集したごみは指定場所まで運搬し終末処理する。	(13,500㎡) 365日/年  一日あたり、全面積の1/2を回り、必要な作業を実施。
屋外トイレ	<b>【日常清掃】</b> ○床面の除塵、水又は洗剤拭き。 ○便器、洗面台を洗剤又は薬剤で清掃。 ○膳板等棚の拭き上げ。 ○鏡の拭き上げ。 ○蜘蛛の巣等の除去及び害虫の殺虫。 ○トイレットペーパーの補充。	(3ヶ所、18穴) 365日/年 毎日

### 【その他】

清 掃 場 所	作 業 内 容	摘 要
ごみ処理	<b>【日常清掃】</b> ・排出されたごみは、所定の場所に分別のうえ集積する	毎日

※令和9年度は閏年のため1日追加すること

大宮第二公園及び第三公園清掃業務実施予定表( 月分)

日	曜	人数/時間									人数合計	時間合計
		人	時間	延べ時間	人	時間	延べ時間	人	時間	延べ時間		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計												

令和 年 月の清掃作業は、上記予定表により実施します。

公益財団法人埼玉県公園緑地協会  
大宮第二公園管理事務所  
監督員 様

令和 年 月 日

会社名

代表者名

大宮第二公園及び第三公園清掃業務実施報告書( 月分)

日	曜	人数/時間									人数合計	時間合計
		人	時間	延べ時間	人	時間	延べ時間	人	時間	延べ時間		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計												

令和 年 月の清掃作業は、上記のとおり実施したので報告します。

公益財団法人埼玉県公園緑地協会  
大宮第二公園管理事務所  
監督員 様

令和 年 月 日

会社名

代表者名

清掃業務実施報告書

令和 年 月 日( ) 天候:

清掃業務従事者数 人

場 所	清掃箇所	清掃内容	作業時間	人員	
大宮第二公園			: ~ :		
日常清掃	園地等	園地・駐車場等	: ~ :		
		遊水池	: ~ :		
		排水溝	: ~ :		
		簡易除草	: ~ :		
		休憩施設等	: ~ :		
		屋外トイレ	: ~ :		
	ギャラリー棟	1階床面		: ~ :	
		1階トイレ		: ~ :	
		2階床面		: ~ :	
		2階トイレ		: ~ :	
		フィルター			
	管理棟	床面		: ~ :	
		更衣室・シャワー室		: ~ :	
		トイレ		: ~ :	
		フィルター		: ~ :	
	定期清掃	床ワックス(実施場所: )		: ~ :	
ガラス磨き(実施場所: )		: ~ :			
		: ~ :			
大宮第三公園			: ~ :		
日常清掃	園地等	園地・駐車場等	: ~ :		
		排水溝	: ~ :		
		簡易除草	: ~ :		
		休憩施設等	: ~ :		
		屋外トイレ	: ~ :		



様式第5号

大宮第二公園及び第三公園  
令和 年 月分 清掃消耗品受払簿

品名	前月繰越	受	払	残	備考

責任者 \_\_\_\_\_

# 大宮第二公園及び第三公園 平面図

